

伊勢湾台風 50 年連絡会 規約

(名 称)

本会は、「伊勢湾台風 50 年連絡会」(以下、「連絡会」という。)と称する。

(目 的)

連絡会は、伊勢湾台風から 50 年の節目を迎えるにあたり、伊勢湾台風 50 年に関する事業の情報交換を積極的に行い各機関相互の情報共有を図ることにより、住民等に対し効果的な広報及び被災体験の伝承ひいては減災を図ることを目的とする。

(内 容)

連絡会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- 1)伊勢湾台風 50 年事業に関する情報交換
- 2)伊勢湾台風 50 年事業に関する事業調整
- 3)その他必要と認められる事項

(組 織)

連絡会は、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」(以下、「協議会」という。)に掲げる機関及び所期の目的を達するために活動する多様な機関をもって構成される。

(連絡会の開催)

連絡会の開催については「協議会」の作業部会と兼ねる。

(事務局)

連絡会の事務局は中部地方整備局河川部河川計画課に置く。